

議案第96号

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

差額室料の改定による改正

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表2 その他の表中

「

個室使用料（飛驒市民病院）	一般病床	1日につき
	B室（1人部屋）	3,240円
	C室（1人部屋）	2,590円
	療養病床	1日につき
	A室（1人部屋）	2,160円
	B室（1人部屋）	1,620円

」

を

「

差額室料（飛驒市民病院）	一般病床	1日につき
	B室（1人部屋）	3,240円
	C室（1人部屋）	2,590円
	D室（2人部屋）	1,730円
	療養病床	1日につき
	A室（1人部屋）	2,160円
	B室（1人部屋）	1,620円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例新旧対照表（傍線部分は改正部分）

現 行	改正案																											
<p>本則・附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 文書料 略</p> <p style="margin-left: 20px;">2 その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"><u>個室使用料</u>（飛騨市民病院）</td> <td>一般病床 1日につき</td> </tr> <tr> <td style="margin-left: 20px;">B室（1人部屋） 3,240円</td> </tr> <tr> <td style="margin-left: 20px;">C室（1人部屋） 2,590円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">-----</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養病床 1日につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="margin-left: 20px;">A室（1人部屋） 2,160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="margin-left: 20px;">B室（1人部屋） 1,620円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	区分	単位及び金額	<u>個室使用料</u> （飛騨市民病院）	一般病床 1日につき	B室（1人部屋） 3,240円	C室（1人部屋） 2,590円	-----			療養病床 1日につき		A室（1人部屋） 2,160円		B室（1人部屋） 1,620円	<p>本則・附則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">1 文書料 略</p> <p style="margin-left: 20px;">2 その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位及び金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;"><u>差額室料</u>（飛騨市民病院）</td> <td>一般病床 1日につき</td> </tr> <tr> <td style="margin-left: 20px;">B室（1人部屋） 3,240円</td> </tr> <tr> <td style="margin-left: 20px;">C室（1人部屋） 2,590円</td> </tr> <tr> <td style="margin-left: 20px;"><u>D室（2人部屋） 1,730円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養病床 1日につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="margin-left: 20px;">A室（1人部屋） 2,160円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="margin-left: 20px;">B室（1人部屋） 1,620円</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	区分	単位及び金額	<u>差額室料</u> （飛騨市民病院）	一般病床 1日につき	B室（1人部屋） 3,240円	C室（1人部屋） 2,590円	<u>D室（2人部屋） 1,730円</u>		療養病床 1日につき		A室（1人部屋） 2,160円		B室（1人部屋） 1,620円
区分	単位及び金額																											
<u>個室使用料</u> （飛騨市民病院）	一般病床 1日につき																											
	B室（1人部屋） 3,240円																											
	C室（1人部屋） 2,590円																											

	療養病床 1日につき																											
	A室（1人部屋） 2,160円																											
	B室（1人部屋） 1,620円																											
区分	単位及び金額																											
<u>差額室料</u> （飛騨市民病院）	一般病床 1日につき																											
	B室（1人部屋） 3,240円																											
	C室（1人部屋） 2,590円																											
	<u>D室（2人部屋） 1,730円</u>																											
	療養病床 1日につき																											
	A室（1人部屋） 2,160円																											
	B室（1人部屋） 1,620円																											

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市民病院の地域包括ケア病床の増床に伴い部屋割りを変更するため、新たに生じる２人部屋の差額料金を設定するもの。

2 改正の内容

差額室料の改定による改正

3 施行日 平成30年1月1日